

1. 児童福祉司の概要等について

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国209か所(平成28年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 10, 738人(平成27年4月1日現在)
(内訳) ・ 児童福祉司 2, 934人 ・ 児童心理司 1, 293人
・ 精神科医 311人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童福祉司の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

○都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

○大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

○医師

○社会福祉士

○社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

○上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

5 人数等

○ 全国の児童相談所（一時保護所含む）に 2,934名（平成27年4月1日現在）配置されている。

○ 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※児童福祉司の配置標準は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乘せを行うこととして政令に規定。

平成27年度 児童福祉司の配置状況について

	児童福祉司の 配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	74	73	▲ 1
青森県	31	35	4
岩手県	28	28	0
宮城県	35	34	▲ 1
秋田県	23	25	2
山形県	20	20	0
福島県	37	40	3
茨城県	52	52	0
栃木県	43	45	2
群馬県	34	39	5
埼玉県	134	132	▲ 2
千葉県	109	120	11
東京都	200	209	9
神奈川県	60	70	10
新潟県	41	41	0
富山県	19	17	▲ 2
石川県	17	17	0
福井県	16	15	▲ 1
山梨県	17	18	1
長野県	41	41	0
岐阜県	38	38	0
静岡県	46	46	0
愛知県	123	127	4
三重県	44	39	▲ 5
滋賀県	33	35	2
京都府	37	37	0
大阪府	146	152	6
兵庫県	77	81	4
奈良県	26	22	▲ 4
和歌山県	25	25	0
鳥取県	19	19	0
島根県	16	21	5
岡山県	26	29	3
広島県	37	36	▲ 1
山口県	32	33	1

	児童福祉司の 配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
徳島県	18	18	0
香川県	17	20	3
愛媛県	29	30	1
高知県	29	33	4
福岡県	70	73	3
佐賀県	16	17	1
長崎県	28	27	▲ 1
熊本県	23	23	0
大分県	19	25	6
宮崎県	27	29	2
鹿児島県	27	29	2
沖縄県	42	44	2
札幌市	30	32	2
仙台市	19	19	0
さいたま市	30	34	4
千葉市	20	22	2
横浜市	84	86	2
川崎市	33	40	7
相模原市	17	18	1
新潟市	17	16	▲ 1
静岡市	16	16	0
浜松市	23	25	2
名古屋市	74	81	7
京都市	57	57	0
大阪市	99	97	▲ 2
堺市	31	26	▲ 5
神戸市	35	37	2
岡山市	20	21	1
広島市	25	25	0
北九州市	17	17	0
福岡市	30	32	2
熊本市	25	26	1
横須賀市	13	15	2
金沢市	13	13	0
合計	2,829	2,934	105

※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の位置づけ

- 他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（児童福祉法第13条第5項）

2 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の要件

児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。（児童福祉法第13条第5項）

4 人数等

- 全国の児童相談所（一時保護所含む）に469名（平成27年4月1日現在）配置されている。
- 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定める。（児童福祉法第13条第6項）

※指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置に係る参酌基準は、児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人以上配置するものとして政令に規定。

平成27年度 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について

	スーパーバイザーの 配置員数 (26.4.1) A	スーパーバイザーの 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)		スーパーバイザーの 配置員数 (26.4.1) A	スーパーバイザーの 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	16	16	0	徳島県	2	2	0
青森県	2	2	0	香川県	4	4	0
岩手県	3	5	2	愛媛県	3	3	0
宮城県	9	7	▲2	高知県	6	9	3
秋田県	4	4	0	福岡県	11	11	0
山形県	2	2	0	佐賀県	0	0	0
福島県	4	4	0	長崎県	7	8	1
茨城県	8	8	0	熊本県	5	5	0
栃木県	9	9	0	大分県	5	6	1
群馬県	8	8	0	宮崎県	6	6	0
埼玉県	31	29	▲2	鹿児島県	3	3	0
千葉県	27	25	▲2	沖縄県	10	10	0
東京都	13	13	0	札幌市	3	4	1
神奈川県	9	9	0	仙台市	2	2	0
新潟県	8	8	0	さいたま市	3	5	2
富山県	2	2	0	千葉市	0	1	1
石川県	0	0	0	横浜市	16	18	2
福井県	2	2	0	川崎市	9	11	2
山梨県	0	2	2	相模原市	5	5	0
長野県	5	8	3	新潟市	0	0	0
岐阜県	0	0	0	静岡市	3	4	1
静岡県	4	4	0	浜松市	4	4	0
愛知県	17	18	1	名古屋市	12	14	2
三重県	7	3	▲4	京都市	12	12	0
滋賀県	7	8	1	大阪市	15	16	1
京都府	4	4	0	堺市	2	6	4
大阪府	27	26	▲1	神戸市	9	10	1
兵庫県	12	13	1	岡山市	1	1	0
奈良県	7	4	▲3	広島市	0	0	0
和歌山県	4	7	3	北九州市	0	0	0
鳥取県	4	5	1	福岡市	3	3	0
島根県	5	8	3	熊本市	5	5	0
岡山県	3	3	0	横須賀市	2	3	1
広島県	4	5	1	金沢市	0	0	0
山口県	6	7	1	合計	441	469	28

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

児童福祉司の任用資格取得過程

主任児童福祉司任用後の研修を義務化

主任児童福祉司

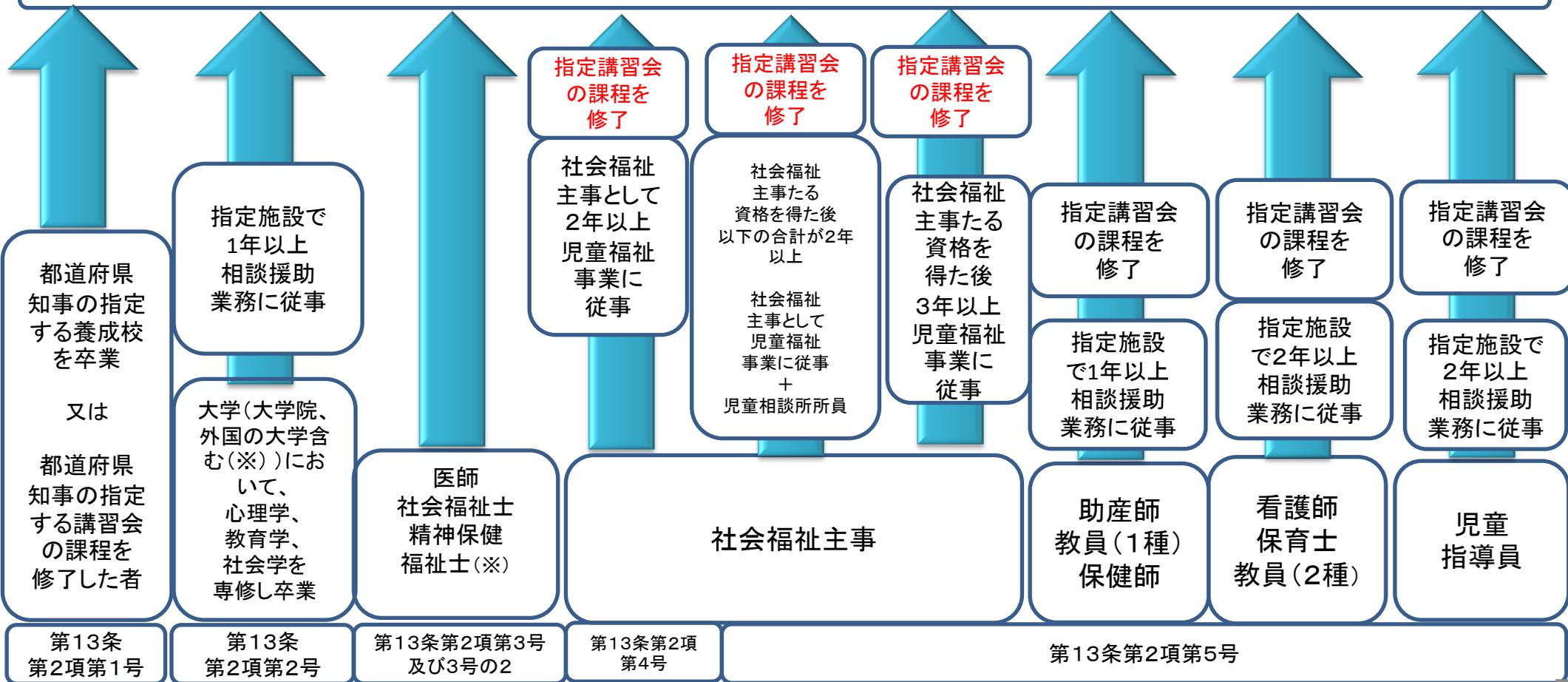
5年以上の児童福祉司経験者

任用後の研修受講を義務化

児童福祉司

都道府県等による任用

児童福祉司任用資格



※第13条第2項第5号に該当。

児童福祉法第13条第2項第5号に定める児童福祉司の任用要件

	基礎資格	指定施設等での必要な 実務経験年数		指定 講習会
1	大学で心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程で単位を修得し、大学院への入学を認められた者	相談援助業務	1年	—
2	大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務	1年	—
3	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務	1年	—
4	社会福祉士となる資格を有する者(未登録者)	—	—	—
5	精神保健福祉士となる資格を有する者(未登録者)	—	—	—
6	保健師	相談援助業務	1年	○
7	助産師	相談援助業務	1年	○
8	看護師	相談援助業務	2年	○
9	保育士	相談援助業務	2年	○
10	教員免許保有者	相談援助業務	1年	○
	教員免許保有者(二種)	相談援助業務	2年	○
11	社会福祉主事たる資格を得ている者	イ 社会福祉主事として 児童福祉事業に従事 ロ 児童相談所の所員	合計 2年	—
12	社会福祉主事たる資格を得ている者	児童福祉事業	3年	—
13	児童指導員【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定】	相談援助業務	2年	○

児童福祉司の各任用区分の人数

児福法第13条第2項	内容	人数	割合
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者	256	8.8%
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの	960	32.9%
3号	医師	5	0.2%
3号の2	社会福祉士	861	29.5%
4号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者	351	12.0%
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの	481	16.5%
計		2,914	100%



※平成27年4月1日時点の人数（所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く）
 ※割合については、小数点第2を四捨五入しているため合計が100%にならない。

児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)について

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分																		
	1号		2号		3号		3号の2		4号		5号		計	1号		2号		3号		3号の2	4号		5号		計		
北海道			33	45.2%	1	1.4%	6	8.2%	14	19.2%	19	26.0%	73	徳島県		7	38.9%			1	5.6%	8	44.4%	2	11.1%	18	
青森県	1	2.9%	2	5.7%			2	5.7%	28	80.0%	2	5.7%	35	香川県	2	10.0%	11	55.0%			5	25.0%		2	10.0%	20	
岩手県			10	35.7%			7	25.0%	5	17.9%	6	21.4%	28	愛媛県								16	53.3%	14	46.7%	30	
宮城県	1	3.0%	13	39.4%			7	21.2%	3	9.1%	9	27.3%	33	高知県	6	18.2%	8	24.2%			14	42.4%		5	15.2%	33	
秋田県	2	8.0%							22	88.0%	1	4.0%	25	福岡県	12	16.4%	25	34.2%			1	1.4%	13	17.8%	22	30.1%	73
山形県			12	60.0%			5	25.0%	3	15.0%			20	佐賀県	13	76.5%	1	5.9%			1	5.9%			2	11.8%	17
福島県	1	2.5%	23	57.5%			8	20.0%	2	5.0%	6	15.0%	40	長崎県			11	40.7%			15	55.6%	1	3.7%		27	
茨城県	2	3.8%	20	38.5%			14	26.9%	3	5.8%	13	25.0%	52	熊本県	3	13.0%	4	17.4%			6	26.1%	6	26.1%	4	17.4%	23
栃木県	2	4.8%	4	9.5%							36	85.7%	42	大分県	6	24.0%	3	12.0%			6	24.0%	7	28.0%	3	12.0%	25
群馬県	14	35.9%	4	10.3%			6	15.4%	4	10.3%	11	28.2%	39	宮崎県	2	6.9%	15	51.7%	2	6.9%	6	20.7%	3	10.3%	1	3.4%	29
埼玉県			45	34.1%			79	59.8%	8	6.1%			132	鹿児島県			3	10.3%			1	3.4%	23	79.3%	2	6.9%	29
千葉県	17	14.9%	70	61.4%			19	16.7%			8	7.0%	114	沖縄県			22	50.0%			21	47.7%	1	2.3%		44	
東京都	7	3.3%	26	12.4%			45	21.5%	5	2.4%	126	60.3%	209	札幌市			19	59.4%			8	25.0%		5	15.6%	32	
神奈川県			70	100.0%									70	仙台市	1	5.3%	3	15.8%			9	47.4%	6	31.6%		19	
新潟県			41	100.0%									41	さいたま市	6	17.6%	2	5.9%			23	67.6%	3	8.8%		34	
富山県			12	70.6%							5	29.4%	17	千葉市			4	18.2%			8	36.4%	10	45.5%		22	
石川県	5	29.4%	5	29.4%			6	35.3%			1	5.9%	17	横浜市	13	15.1%	5	5.8%	2	2.3%	23	26.7%	33	38.4%	10	11.6%	86
福井県	1	6.7%	4	26.7%			8	53.3%	1	6.7%	1	6.7%	15	川崎市			2	5.0%			38	95.0%				40	
山梨県			2	12.5%			9	56.3%	5	31.3%			16	相模原市			3	16.7%			13	72.2%		2	11.1%	18	
長野県	2	4.9%	6	14.6%			24	58.5%	8	19.5%	1	2.4%	41	新潟市			2	12.5%			8	50.0%	3	18.8%	3	18.8%	16
岐阜県	1	2.6%	23	60.5%			12	31.6%	2	5.3%			38	静岡市	8	50.0%					1	6.3%		7	43.8%	16	
静岡県	9	19.6%	22	47.8%			11	23.9%	1	2.2%	3	6.5%	46	浜松市	12	48.0%					9	36.0%		4	16.0%	25	
愛知県			57	44.9%			63	49.6%	5	3.9%	2	1.6%	127	名古屋市	17	21.0%	19	23.5%			35	43.2%	7	8.6%	3	3.7%	81
三重県	10	25.6%	13	33.3%			5	12.8%	8	20.5%	3	7.7%	39	京都市			7	12.3%						50	87.7%	57	
滋賀県			10	28.6%			14	40.0%	6	17.1%	5	14.3%	35	大阪市	1	1.1%	41	45.1%			32	35.2%	9	9.9%	8	8.8%	91
京都府	8	21.6%	6	16.2%			6	16.2%	6	16.2%	11	29.7%	37	堺市	2	8.0%					14	56.0%	9	36.0%		25	
大阪府	7	4.6%	104	68.4%			39	25.7%	1	0.7%	1	0.7%	152	神戸市							36	97.3%	1	2.7%		37	
兵庫県	1	1.2%	23	28.4%			25	30.9%	16	19.8%	16	19.8%	81	岡山市	10	47.6%	3	14.3%			8	38.1%					21
奈良県	4	18.2%	12	54.5%			2	9.1%	4	18.2%			22	広島市	1	4.0%	6	24.0%			5	20.0%	12	48.0%	1	4.0%	25
和歌山県	2	8.0%	9	36.0%			10	40.0%	4	16.0%			25	北九州市	13	76.5%					4	23.5%				17	
鳥取県			7	36.8%			10	52.6%	2	10.5%			19	福岡市	4	12.5%	1	3.1%			21	65.6%	2	6.3%	4	12.5%	32
島根県	4	20.0%	7	35.0%			4	20.0%	1	5.0%	4	20.0%	20	熊本市	14	53.8%	2	7.7%			6	23.1%		4	15.4%	26	
岡山県	2	6.9%	9	31.0%			14	48.3%			4	13.8%	29	横須賀市	5	33.3%					10	66.7%				15	
広島県	1	2.8%	15	41.7%			6	16.7%			14	38.9%	36	金沢市	1	7.7%	6	46.2%			6	46.2%				13	
山口県			6	18.2%			1	3.0%	11	33.3%	15	45.5%	33	合計	256	8.8%	960	32.9%	5	0.2%	861	29.5%	351	12.0%	481	16.5%	2,914

※平成27年4月1日時点の人数(（所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く) ※割合については、小数点第2を四捨五入。

児童福祉司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
1年未満	約16%	約15%	約17%	約13%	約15%
1～3年	約29%	約29%	約28%	約28%	約26%
3～5年	約19%	約19%	約17%	約18%	約18%
5～10年	約23%	約24%	約24%	約24%	約25%
10年以上	約13%	約14%	約14%	約16%	約17%

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

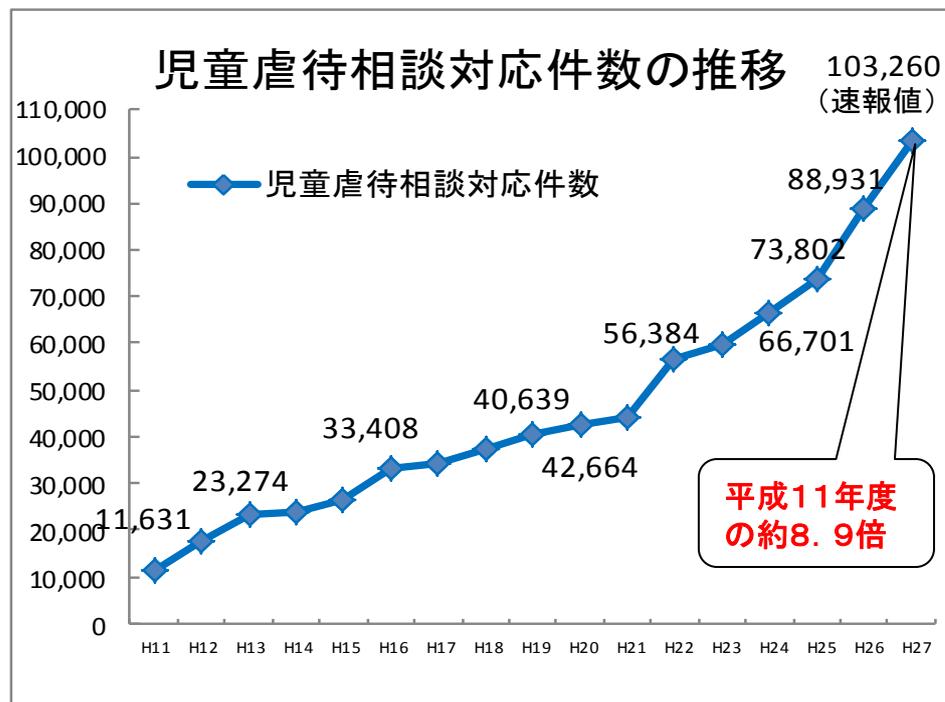
虐待相談対応件数と児童相談所の体制

相談対応件数

○ 児童相談所での児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

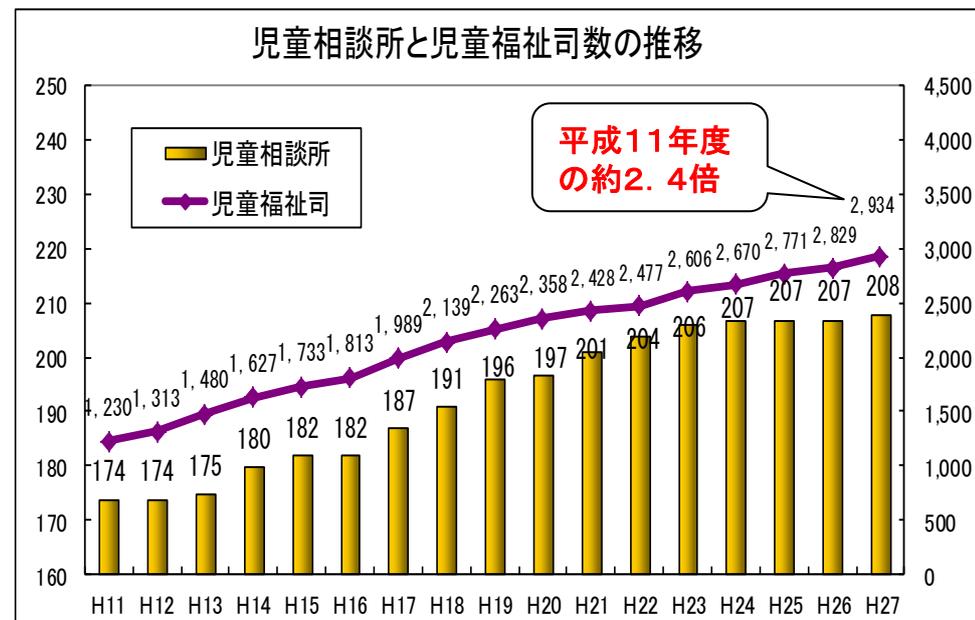
[参考] 平成27年度の状況

- ・ 児童虐待相談対応件数 103,260件(速報値)



児童相談所と児童福祉司

	平成11年度	平成27年度
児童相談所設置自治体	59自治体	69自治体 (約1.2倍)
児童相談所数	174か所	208か所 (約1.2倍)
児童福祉司数	1,230人	2,934人 (約2.4倍)



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

虐待相談の対応状況

○ 虐待相談を受け付けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が78,600件(87.5%)と最も多く、施設入所等については1割未満の4,248件となっている。施設入所等の内訳は、児童養護施設が2,685件(63.2%)と最も多くなっている。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

虐待相談への対応

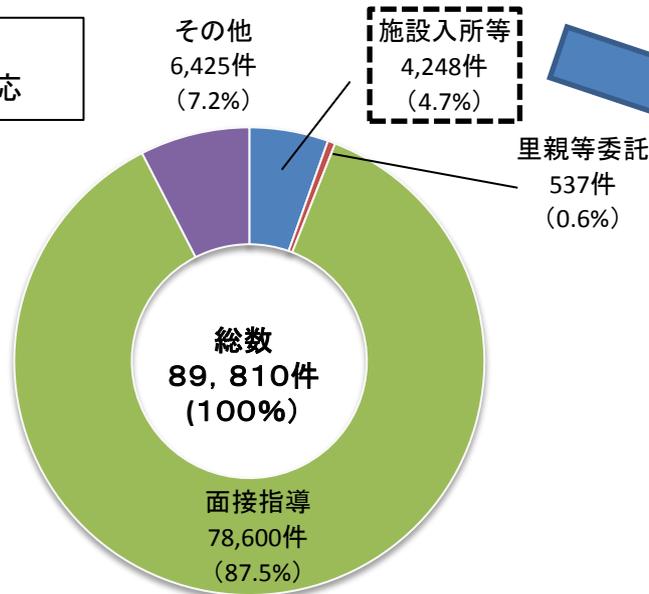
	施設入所等	里親等委託	面接指導	その他	総数
21年度	3,719 (8.3%)	312 (0.7%)	37,043 (82.5%)	3,803 (8.5%)	44,877 (100.0%)
22年度	4,047 (7.1%)	389 (0.7%)	48,172 (84.3%)	4,546 (8.0%)	57,154 (100.0%)
23年度	4,060 (6.7%)	439 (0.7%)	51,626 (85.0%)	4,601 (7.6%)	60,726 (100.0%)
24年度	4,067 (6.0%)	429 (0.6%)	58,373 (86.4%)	4,705 (7.0%)	67,574 (100.0%)
25年度	4,075 (5.4%)	390 (0.5%)	64,877 (86.5%)	5,640 (7.5%)	74,982 (100.0%)
26年度	4,248 (4.7%)	537 (0.6%)	78,600 (87.5%)	6,425 (7.2%)	89,810 (100.0%)

※ 1事例に対して複数の対応をした場合は複数計上とした。
 ※ 平成26年度における「その他」の主なものは、「児童福祉司指導」2,821件である。

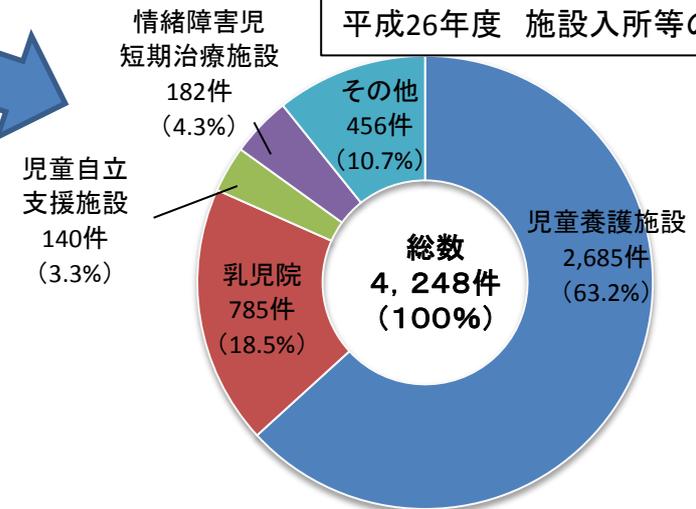
施設入所等の内訳

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	その他	総数
21年度	2,456 (66.0%)	643 (17.3%)	119 (3.2%)	154 (4.1%)	347 (9.3%)	3,719 (100.0%)
22年度	2,580 (63.8%)	728 (18.0%)	143 (3.5%)	185 (4.6%)	411 (10.2%)	4,047 (100.0%)
23年度	2,697 (66.4%)	713 (17.6%)	117 (2.9%)	159 (3.9%)	374 (9.2%)	4,060 (100.0%)
24年度	2,597 (63.8%)	747 (18.4%)	126 (3.1%)	161 (4.0%)	436 (10.7%)	4,067 (100.0%)
25年度	2,571 (63.1%)	715 (17.5%)	150 (3.7%)	149 (3.7%)	490 (12.0%)	4,075 (100.0%)
26年度	2,685 (63.2%)	785 (18.5%)	140 (3.3%)	182 (4.3%)	456 (10.7%)	4,248 (100.0%)

平成26年度虐待相談への対応



平成26年度施設入所等の内訳



(注)「施設入所等」(4,248件)とは、「入所」(4,241件)及び「通所」(7件)をさす。

児童福祉司の配置標準の見直しについて

- 児童相談所における児童福祉司の配置標準は、児童福祉法施行令に規定。今般の児童福祉法の改正（改正児童福祉法第13条第2項）等を踏まえ、これを改正し、平成28年8月に公布。
 - 平成28年10月からは、以下を予定。
 - ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
 - ②全国平均より虐待相談対応の発生率が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乘せを行う。
- ※平成27年度の全国の児童相談所における児童福祉司の配置実態を踏まえ、①の人口要件について経過措置を設ける。

現行

児童福祉司の担当区域の標準 = 人口 おおむね4～7万人

改正後

児童福祉司の配置数の標準 = ① + ② 以上

※交通事情等を考慮

① 児童相談所の管轄地域の人口 / 4万人

端数は
切り上げ



全国平均の虐待相談対応発生率 ≒ 0.1%

② $\left[\text{各児童相談所の虐待相談対応件数} - \text{各児童相談所管轄地域の人口} \times \frac{\text{全国の虐待相談対応件数}}{\text{全国の人口}} \right] \div 40$

端数は
切り上げ

- ※ 各年度における配置標準は、人口は直近の国勢調査の数値を、虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。
- ※ 各児童相談所の虐待相談対応発生率が、全国平均の虐待相談対応発生率よりも高い場合のみ、①に②を加えて得た数を標準とする。
- ※ ②の「40」は、平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約40ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調べ））を踏まえたもの。

スーパーバイザー、児童心理司、保健師の配置標準等について

- 今般の児童福祉法改正により、平成28年10月以降、児童相談所に、①スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）、②児童心理司、③医師又は保健師を配置するとされたことに伴い、職種ごとの配置に係る基準等を児童福祉法施行令等において定める予定。

①スーパーバイザー（改正児童福祉法第13条第5項第6項）

端数は
四捨五入

- 児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人のスーパーバイザーを配置することとする。（参酌基準。児童福祉法施行令に規定。）

②児童心理司（改正児童福祉法第12条の3第6項第1号）

端数は
四捨五入

- 児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月中に通知予定。）

③医師又は保健師（改正児童福祉法第12条の3第6項第2号）

- 医師又は保健師を1人以上配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月中に通知予定。）

児童福祉法第十三条

- ① 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
- ② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
 - 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
 - 二 学校教育法 に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
 - 三 医師
- 三の二 社会福祉士
- 四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- ③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- ④ 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
- ⑤ 第二項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

児童福祉法施行規則第六条

法第十三条第二項第五号 に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法 による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項 の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第二項第三号の二 に規定する者を除く。）
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者
- 六 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
- 七 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 八 看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 九 保育士（特区法第十二条の四第五項 に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十一 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者
 - イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 十二 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）
- 十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項 に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

2. 要保護児童地域対策協議会の概要等について

要保護児童対策地域協議会の概要

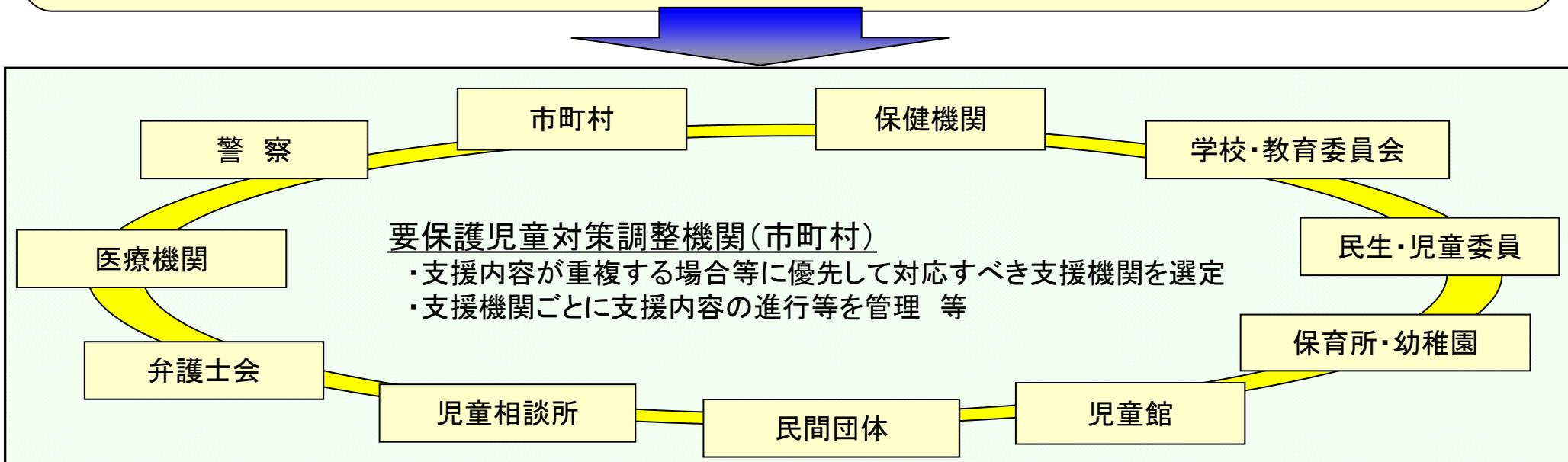
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報 の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成24年度	平成25年度	平成27年度
設置している市町村数(※)		1,714 (98.4%)	1,722 (98.9%)	1,730 (99.4%)
登録ケース数(うち児童虐待)		141,058 (74,657)	178,610 (84,917)	191,806 (92,140)
職員数 調整機関	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,156	1,586	2,415
	② その他専門資格を有する職員	2,304	3,091	3,258
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,617	3,556	3,647
	④ 合計	6,077	8,233	9,320

※平成24、25年度：4月1日時点、27年度：平成28年2月1日時点

【出典】平成24,27年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度：子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)

要保護児童対策地域協議会の設置状況の推移

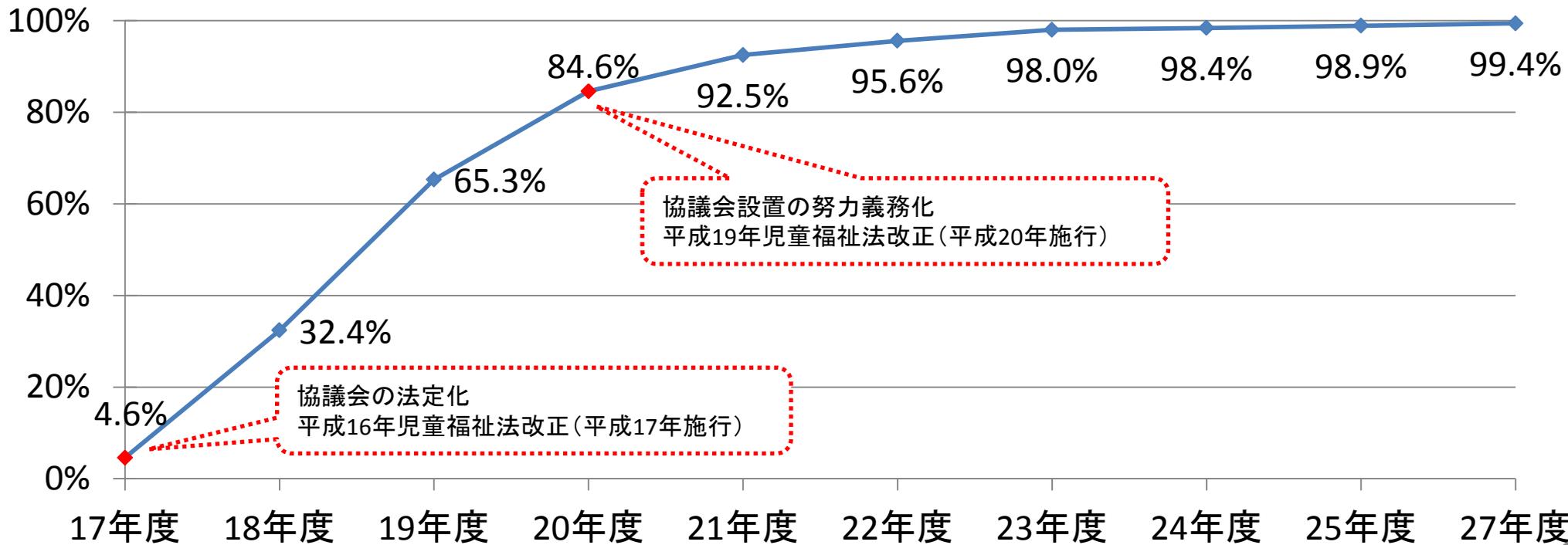
1. 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(単位：市町村)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,726
割 合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.4%

※各年度4月1日時点（27年度は28年2月1日時点）。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移



要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成27年4月1日時点>

〔上段：配置市区町村数
下段：配置率〕

区分	市区					町	村	合計
	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区 (30万人以上)	市・区 (10万人～30万人未満)	市・区 (10万人未満)			
地域協議会設置数	(812)	(22)	(62)	(204)	(524)	(734)	(180)	(1,726)
児童福祉司たる資格を有する者	454	19	53	145	237	182	34	670
	55.9%	86.4%	85.5%	71.1%	45.2%	24.8%	18.9%	38.8%
これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員	287	3	8	53	223	306	97	690
	35.3%	13.6%	12.9%	26.0%	42.6%	41.7%	53.9%	40.0%
社会福祉主事	19	0	0	2	17	7	1	27
	2.3%	0.0%	0.0%	1.0%	3.2%	1.0%	0.6%	1.6%
合計	760	22	61	200	477	495	132	1,387
	93.6%	100.0%	98.4%	98.0%	91.0%	67.4%	73.3%	80.4%

※厚生労働省調査（平成27年度調査）

(参考) 平成25年4月1日時点の合計	739	22	61	200	456	428	109	1,276
	91.1%	100.0%	100.0%	96.6%	87.5%	58.5%	60.9%	74.1%

※厚生労働省統計調査（子どもを守る地域ネットワーク等調査（平成25年度調査））

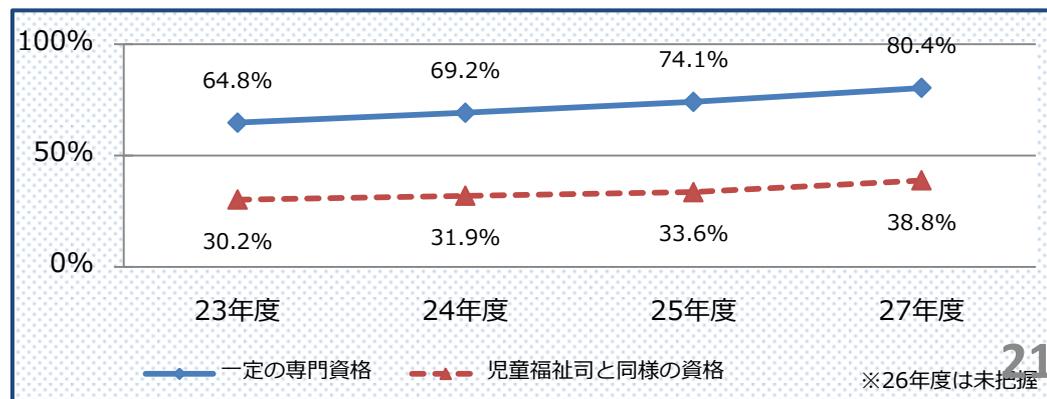
調整機関職員の配置状況の推移について

自治体における一定の専門資格を有する者の配置状況（H27.4.1時点）

	地域協議 会設置数	一定の専門資格		児童福祉司と 同様の資格		これに準ずる者（※）		社会福祉主事	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
北海道	179	121	67.6%	53	29.6%	67	37.4%	1	0.6%
青森県	40	25	62.5%	5	12.5%	17	42.5%	3	7.5%
岩手県	33	19	57.6%	7	21.2%	11	33.3%	1	3.0%
宮城県	35	28	80.0%	6	17.1%	22	62.9%	0	0.0%
秋田県	25	21	84.0%	7	28.0%	13	52.0%	1	4.0%
山形県	35	26	74.3%	2	5.7%	23	65.7%	1	2.9%
福島県	48	38	79.2%	8	16.7%	30	62.5%	0	0.0%
茨城県	44	36	81.8%	17	38.6%	19	43.2%	0	0.0%
栃木県	25	20	80.0%	7	28.0%	13	52.0%	0	0.0%
群馬県	35	27	77.1%	8	22.9%	17	48.6%	2	5.7%
埼玉県	63	53	84.1%	32	50.8%	16	25.4%	5	7.9%
千葉県	53	45	84.9%	23	43.4%	21	39.6%	1	1.9%
東京都	61	61	100.0%	58	95.1%	3	4.9%	0	0.0%
神奈川県	33	28	84.8%	16	48.5%	12	36.4%	0	0.0%
新潟県	30	30	100.0%	18	60.0%	12	40.0%	0	0.0%
富山県	14	12	85.7%	9	64.3%	3	21.4%	0	0.0%
石川県	19	19	100.0%	10	52.6%	9	47.4%	0	0.0%
福井県	17	15	88.2%	8	47.1%	7	41.2%	0	0.0%
山梨県	27	22	81.5%	5	18.5%	17	63.0%	0	0.0%
長野県	77	67	87.0%	22	28.6%	44	57.1%	1	1.3%
岐阜県	42	31	73.8%	13	31.0%	17	40.5%	1	2.4%
静岡県	35	30	85.7%	17	48.6%	12	34.3%	1	2.9%
愛知県	54	48	88.9%	20	37.0%	27	50.0%	1	1.9%
三重県	29	29	100.0%	23	79.3%	6	20.7%	0	0.0%
滋賀県	19	19	100.0%	18	94.7%	1	5.3%	0	0.0%
京都府	26	23	88.5%	15	57.7%	8	30.8%	0	0.0%
大阪府	43	42	97.7%	39	90.7%	3	7.0%	0	0.0%
兵庫県	41	38	92.7%	30	73.2%	8	19.5%	0	0.0%
奈良県	39	32	82.1%	7	17.9%	25	64.1%	0	0.0%
和歌山県	30	23	76.7%	7	23.3%	15	50.0%	1	3.3%

	地域協議 会設置数	一定の専門資格		児童福祉司と 同様の資格		これに準ずる者 （※）		社会福祉主事	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
鳥取県	19	16	84.2%	10	52.6%	5	26.3%	1	5.3%
島根県	19	18	94.7%	8	42.1%	10	52.6%	0	0.0%
岡山県	27	25	92.6%	15	55.6%	10	37.0%	0	0.0%
広島県	23	22	95.7%	13	56.5%	8	34.8%	1	4.3%
山口県	19	18	94.7%	11	57.9%	7	36.8%	0	0.0%
徳島県	24	15	62.5%	2	8.3%	13	54.2%	0	0.0%
香川県	16	14	87.5%	7	43.8%	7	43.8%	0	0.0%
愛媛県	20	13	65.0%	3	15.0%	10	50.0%	0	0.0%
高知県	34	28	82.4%	8	23.5%	20	58.8%	0	0.0%
福岡県	60	46	76.7%	24	40.0%	21	35.0%	1	1.7%
佐賀県	20	12	60.0%	3	15.0%	9	45.0%	0	0.0%
長崎県	21	16	76.2%	11	52.4%	4	19.0%	1	4.8%
熊本県	45	25	55.6%	9	20.0%	16	35.6%	0	0.0%
大分県	18	15	83.3%	5	27.8%	10	55.6%	0	0.0%
宮崎県	26	12	46.2%	4	15.4%	7	26.9%	1	3.8%
鹿児島県	43	32	74.4%	9	20.9%	22	51.2%	1	2.3%
沖縄県	41	32	78.0%	18	43.9%	13	31.7%	1	2.4%
全国計	1,726	1,387	80.4%	670	38.8%	690	40.0%	27	1.6%

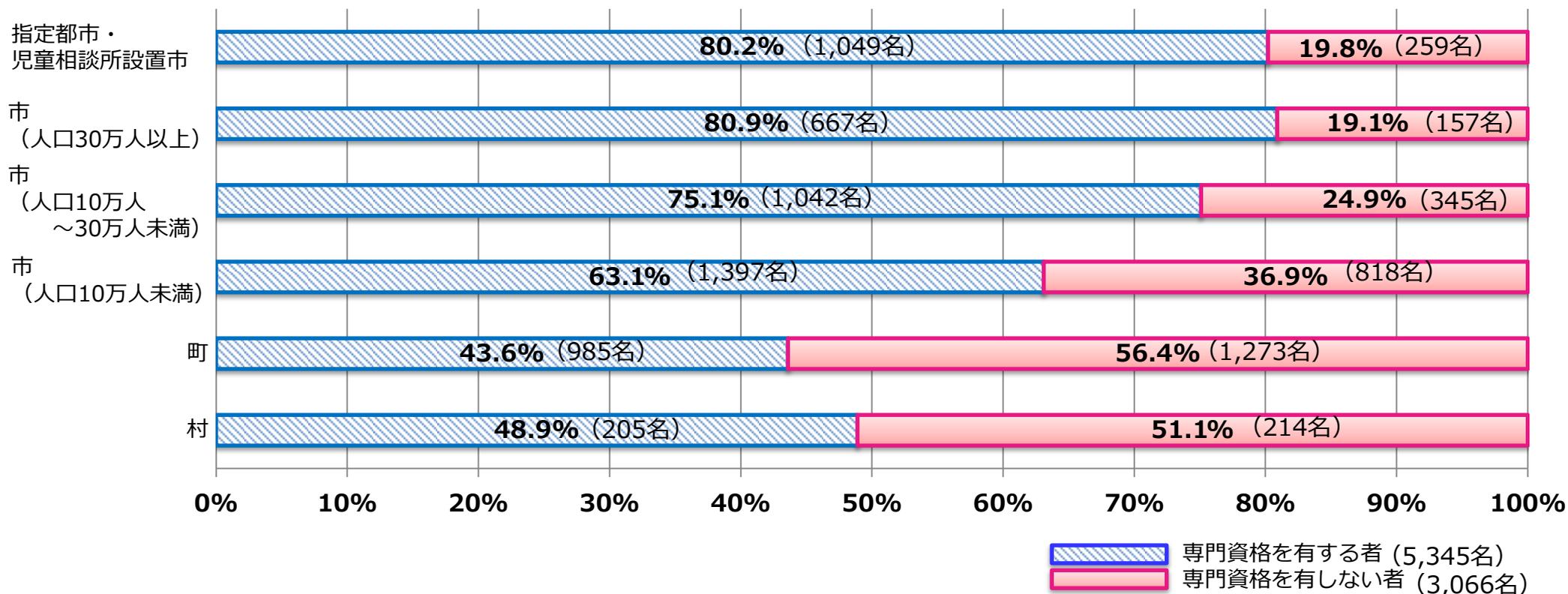
（※）保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員



市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況

1. 専門資格を有する者の割合（平成27年4月1日現在）

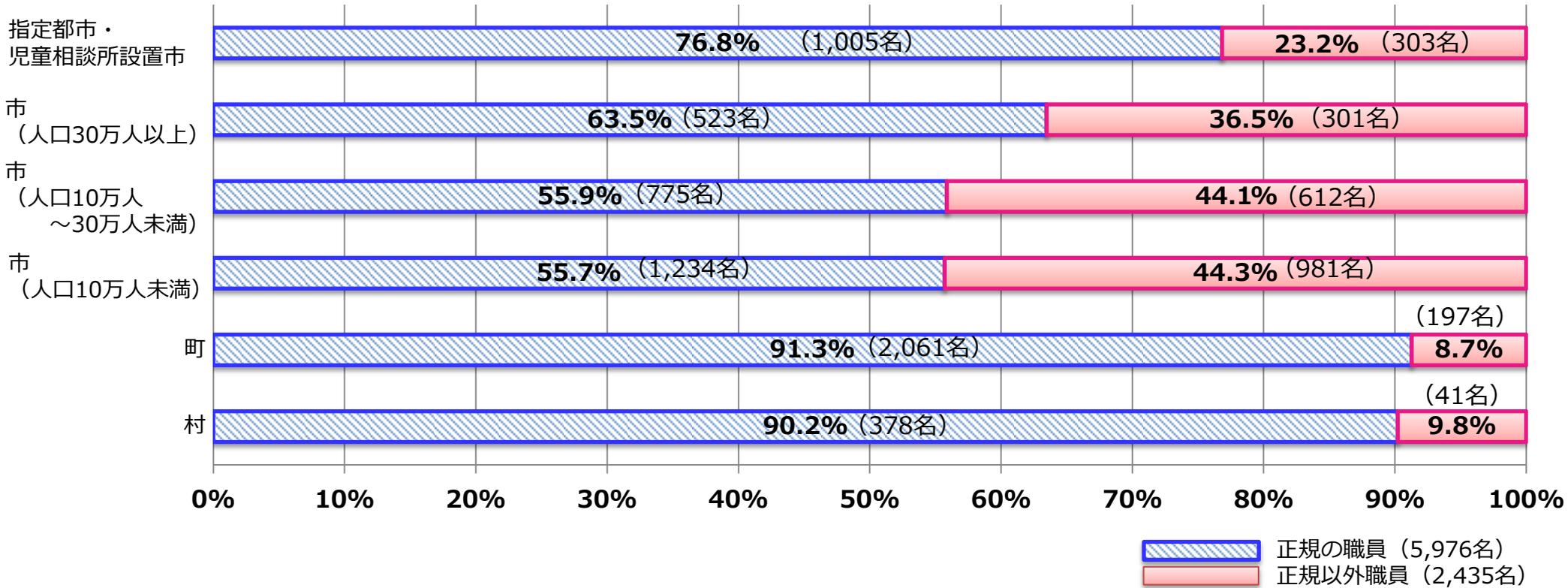
虐待対応担当窓口職員は、全国で8,411名の配置されており、そのうち、専門資格を有する者5,345名であった。指定都市・児童相談所設置市及び人口30万人以上の市においては、全体の8割は専門資格を有する者であることに対し、町及び村については、半数以上が資格を有しない者であった。



※出典：厚生労働省 雇用均等児童家庭局 総務課調べ

2. 正規・正規以外の割合（平成27年4月1日現在）

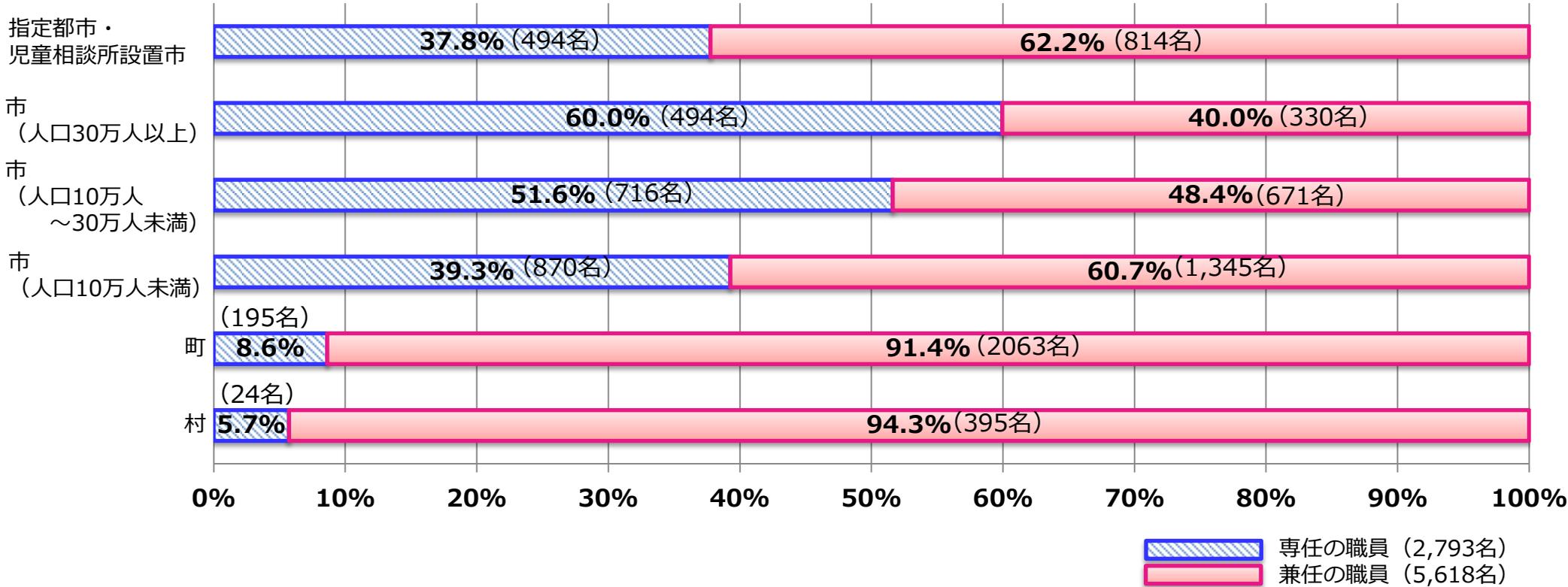
虐待対応担当窓口職員は、全国で8,411名の配置されており、そのうち、正規職員は5,976名であった。町及び村においては、全体の9割が正規職員であることに対し、人口30万人未満の市における正規職員については5割であった。



※出典：厚生労働省 雇用均等児童家庭局 総務課調べ

3. 選任・兼任の割合（平成27年4月1日現在）

虐待対応担当窓口職員は、全国で8,411名の配置されており、そのうち、児童虐待対応を専任で行っている職員は2,793名であった。人口10万人以上市においては、全体の半数以上が専任であることに対し、町及び村においては1割未満であった。



※出典：厚生労働省 雇用均等児童家庭局 総務課調べ

3. 現行制度における研修の状況について

義務化された研修等の研修実施の状況

義務化された研修等	研修対象者の現状の 研修実施の有無(実施機関)	研修等名称(資料ページ)	定員	受講対象者数(見込み)
社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習会	無	(参考)社会福祉主事の任用に係る社会福祉に関する科目(P28)	-	40人
		(参考)児童福祉司任用資格取得に必要な講習会(保健師・保育士・児童指導員等が受講)(P29)		
児童福祉司の任用後研修	有 (国立保健医療科学院)	中堅児童福祉司・児童心理司合同研修(P30)(P37)	60名	2,460人
児童福祉司スーパーバイザーの任用後研修	有 (子どもの虹情報研修センター)	児童福祉司指導者基礎研修(P30)	80名	470人
		スーパーバイザー研修(P30)	80名	
		スーパーバイザーステップアップ研修(P30)	10名	
要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される専門職の任用後研修	有 (子どもの虹情報研修センター)	市区町村虐待対応指導者研修(P31)	80名	5,600人
		地域虐待対応合同研修(P31)	80名	

- ※ 各自治体に於いて実施している研修は除く
- ※ 「受講対象者数(見込み)」は、平成27年度の数
- ※ このほか、民間団体が主催する虐待対応関係者に対する研修が行われている。

社会福祉主事の任用に係る厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 三 社会福祉士
 - 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会福祉主事の資格に関する科目指定(昭和二十五年厚生省告示第二百二十六号)

社会福祉主事の設置に関する法律(昭和二十五年法律第百八十二号)第二条第一項第一号の規定による社会福祉に関する科目を次のように指定する。

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち三科目以上

児童福祉司任用資格に係る厚生労働大臣が定める指定講習会（法第13条第2項第5号）

都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う講習会であつて、次の要件を満たすものとする。

- ①講義及び演習により行うものであること。
- ②修業期間は、おおむね3月以内であること。
- ③講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- ④別表に定める科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- ⑤講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

（別表）

区分	科目
講義	児童福祉論
	児童相談所運営論
	養護原理
	障害者福祉論
	社会福祉援助技術論
	児童虐待援助論
演習	社会福祉援助技術演習
	児童虐待援助演習

※講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。

子どもの虹情報研修センター・国立保健医療科学院で実施されている研修(児童福祉司・スーパーバイザー)(平成28年度)

	子どもの虹情報研修センター			国立保健医療科学院
	児童福祉司SV研修	児童福祉司指導者基礎研修	児童福祉司SV ステップアップ研修	中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修 ※ 研修の詳細はP37
対象	5年(内児童福祉司3年)以上の児童福祉司SV	5年以下の児童福祉司等の指導者	5年以上のSV	5年以下の児童福祉司又は児童心理司
期間	3日間	3.5日間	3日間	3日間
科目	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイズと人材育成 ・死亡事例から学ぶ ・法的手段の適切な活用 <p>【討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の現状と課題、今後のあり方 <p>【事例検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待事例の検討 <p>【全体会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成を中心に 	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所におけるソーシャルワーク ・子どもの発達と心身への影響 ・スーパービジョンの方法 ・法的手段の適切な活用 ・市区町村との連携 ・社会的養護児童の育ち <p>【討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の現状と課題 <p>【事例検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待事例の検討 	<p>【実践報告】</p> <p>【事例検討】</p>	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の今日的課題 ・役割と協働 ・保健サイドの取組と児相との連携 ・家裁と児童相談所との連携 ・医療診断の理解と活用 <p>【演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職の連携協働の現状と課題 ・措置後の子どもと家庭への支援における社会資源への効果的な働きかけ、ネットワーク構築運用の現状と課題 ・事例の検証手法 ～医療安全に学ぶ ・保健医療福祉連携の課題

子どもの虹情報研修センターで実施されている研修(要保護児童対策地域協議会) (平成28年度)

	市区町村虐待対応指導者研修	地域虐待対応合同研修
対象	市区町村相談機関、要保護児童対策地域協議会において指導的立場にあり、児童虐待対応経験3年以上の者	要保護児童対策地域協議会の調整機関、児童相談所の市区町村支援担当で、児童虐待対応経験1年以上の者
期間	2.5日間	2日間
科目	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期からの支援 ・ネグレクトについて ・保護者支援におけるグループのあり方 <p>【講義と演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの総合的アセスメントと支援 <p>【事例検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家族への支援 	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達と虐待の影響 <p>【討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向 <p>【演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的アセスメント (ケースに関する情報把握の視点) ・包括的アセスメント (ケースの理解と具体的な支援の手立ての検討) <p>【事例報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関協働による支援

都道府県知事の指定する養成校及び講習会の教育内容(法第13条第2項第1号)

区分	科目等	時間数	
		養成校	講習会
必修科目	社会福祉概論	30	62
	社会保障論	30	60
	公的扶助論	30	60
	高齢者福祉論	15	30
	介護概論	15	30
	障害児・者福祉論	30	60
	児童・家庭福祉論	60	125
	養護原理	30	62
	地域福祉論	30	60
	社会福祉援助技術論	30	60
	社会福祉援助技術演習	60	6
	児童相談所等運営論	30	62
	医学一般	30	62
	法学	30	62
	心理学	30	60
	社会学	30	60
実習	児童福祉現場実習	180	180
	児童福祉現場実習指導	90	180
その他	必修科目又はそれ以外の科目	420	
合計		1,200	1,281 31

児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定める指定施設(法第13条第2項第2号)

児童福祉法第13条第2項第2号の規定により、大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したものは、児童福祉司任用資格の1つとなっている。
当該指定施設は次のとおりである。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 地域保健法の規定により設置される保健所
2. 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
3. 医療法に規定する病院及び診療所
4. 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
6. 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
7. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
8. 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
10. 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
11. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
12. 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

(2) 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 精神科病院
2. 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
3. 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
4. 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。)又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
5. 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)
6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
7. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
8. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
10. 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
11. 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
12. 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

(3) 上記(1)(2)に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

児童福祉法に規定する乳児院及び保育所

児童相談所・市町村職員に対する研修一覧(平成28年度予定・子どもの虹情報研修センター等実施分)

1 子どもの虹情報研修センター

研修名	受講対象	期間	定員
児童相談所長研修<前期・後期>	新任児童相談所長(児福法第12条の3による受講義務あり)	6日	80名
児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年(内児童福祉司3年、もしくは児童相談所児童福祉司指導者基礎研修に参加)を満たした児童福祉司スーパーバイザー	4日	80名
児童相談所児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修(年間)	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	4日	10名
児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童相談所児童心理司スーパーバイザー	4日	80名
児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の職員を指導する立場に就いた課長・係長もしくはこれらに準ずる職にある職員で、児童相談所経験が5年に満たない者(各児相1名)	4日	80名
児童相談所職員合同研修<一時保護児童に関する職種連携>	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員で、児童相談所経験通算3年を満たした者及び児童相談所医師等	3日	90名
教育機関・児童福祉関係職員合同研修	学校や教育委員会で児童虐待対応に携わる者(経験年数の枠なし)、市区町村職員で児童虐待対応経験通算2年を満たした者、児童相談所職員で児童相談所経験通算5年を満たした者	2日	80名
地域虐待対応研修企画者養成研修<市区町村の専門性の向上>	都道府県政令市の本庁、児童相談所、市区町村本庁等で、市区町村の児童虐待に対応する職員(市区町村の家庭児童相談室や要保護児童対策地域協議会事務局など)の専門性の向上を目的とした人材育成体系の構築や研修の企画・実施等に携わる者	4日	80名
市区町村虐待対応指導者研修	市区町村家庭児童相談室及び要保護児童対策地域協議会において指導的立場にあり、児童虐待対応経験通算3年を満たした者(各機関1名)	2日	80名
地域虐待対応合同研修<石川>	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、児童虐待対応経験通算1年を満たした者	2日	80名
地域虐待対応合同研修<徳島>	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、児童虐待対応経験通算1年を満たした者	2日	80名
テーマ別研修 「10代の要保護・要支援児童」	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、児童虐待対応経験通算3年を満たした者(各機関1名)	2日	140名
テーマ別研修 「家族への支援—ステップファミリー—」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にあり、児童虐待対応経験通算3年を満たした者(各機関1名)	2日	140名

← スーパーバイザー向け研修

← 要保護児童対策地域協議会の調整機関職員向け研修

※ 児童福祉施設等を対象に含む研修を除く。

1, 100名

2 国立保健医療科学院

研修名	受講対象	期間	定員
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司 合同研修	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司として3年以上5年以下の実務経験があり、相談援助の基礎的な知識・スキルを有する方	3日	60名
児童虐待防止研修	都道府県及び政令市(児童相談所も含む)・中核市並びに市町村等において児童虐待防止対策、母子保健対策、精神保健福祉対策等に従事している中堅保健師、助産師等(虐待事例への支援経験を有することが望ましい)	5日	40名

100名

3 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所

研修名	受講対象	期間	定員
児童相談所一時保護所指導者研修 ＜児童相談所職員等研修＞	児童福祉領域での勤務経験3年以上で一時保護所において指導的立場にある者(2回実施)	3日	各30名
里親対応関係機関職員研修 ＜児童相談所職員等研修＞	児童相談所等里親対応担当職員等	3日	80名
児童自立支援施設現場研修 ＜児童相談所職員等研修＞	児童相談所での勤務経験が5年未満の者【講義と寮舎実習の組み合わせ】	4日	8名程度
「子どもの権利擁護と日々の養育」 ＜研修指導者養成研修＞	都道府県知事等が推薦する者【基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成】	3日	30名
「チームアプローチとスーパーバイズ」 ＜研修指導者養成研修＞		3日	30名
「子どもの精神的・行動的な問題の理解と その対応」 ＜研修指導者養成研修＞		3日	30名

238名

到達目標	科目及び講義課題	講師名	時間数
1.児童虐待施策の動向・児童相談所の役割について説明できる。	1.児童虐待施策の動向と児童相談所の役割 1.1 児童相談所の今日的課題について	1.1 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局	1.1講義1.5
2. 児童福祉司と児童心理司等の連携協働の意義をふまえ、現状の課題を整理し、改善方策をたてて実行できる。	2.専門職連携 2.1 児童福祉司及び児童心理司の果たす役割と協働 2.2 職員(専門職)の連携協働の現状と課題	2.1児童相談所長 2.2主任・副主任	2.1講義1.5 2.2演習2
3. 地域での危機回避及び再統合・支援ネットワークにおける児童相談所の児童福祉司・児童心理司それぞれの役割をふまえ、措置後のこどもと家庭への支援における社会資源への効果的なはたらきかけの方策や、市町村への後方支援、ネットワーク構築運用の改善策を、事例に即して具体的に立てることができる。	3.地域ネットワークの効果的な運用 3.1 児童虐待への保健サイドの取り組みと児童相談所との連携 3.2 措置後のこどもと家庭への支援における社会資源への効果的なはたらきかけ、ネットワーク構築運用の現状と課題	3.1現場実践者 3.2外部識者・副主任	3.1講義2 3.2演習3
4. 今後の重要性が増す相談援助の諸課題について、講義から、自身が現場で実践するにあたり参考とすべき点を見つけ、述べるができる。	4.相談援助の諸課題 4.1 家庭裁判所と児童相談所との連携 4.2 医療診断の理解と活用 4.3 事例の検証手法～医療安全に学ぶ 4.4 保健医療福祉連携の課題	4.1弁護士ないし家庭裁判所関係者 4.2外部識者 4.3外部識者 4.4現場実践者ないし外部識者	4.1講義1 4.2講義1.5 4.3演習2 4.4演習2.5
	5.その他 5.1 開講・オリエンテーション 5.2 修了時評価 5.3 閉講	5.1主任・副主任 5.2主任・副主任 5.3主任・副主任	5.1その他0.5 5.2その他0.5 5.3その他0.5

4. 児童相談所運営指針の抜粋

児童相談所運営指針（抜粋）

第2章 児童相談所の組織と職員

第5節 職員の資格、研修等

1. 職員の資格

- (1) 児童相談所の職員の資格については、法第12条の3及び第13条並びに則第2条及び第6条によるほかそれぞれの専門職種の資格法による。
- (2) 児童福祉司の任用資格については、専門性の確保・向上を図りつつ、人材登用の幅を広げる観点から、平成16年児童福祉法改正法により平成17年4月から、
 - ① 現行制度の下で任用が認められている大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者について、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の経験を求めるとともに、
 - ② 一定の実務経験などを前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとされた。
- (3) 児童心理司は法第12条の3第4項に定める「同項第2号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。
- (4) 心理療法担当職員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第75条第3項に定める「心理療法担当職員」と同様の資格を有する者であることが必要である。

2. 職員の研修等

- (1) 所長は、研修を受けなければならない。（法第12条の3第3項）
- (2) 各部門の長は各部門の職員に対し教育・訓練・指導（スーパービジョン）のできる者であることが適当であり、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。さらに、教育・訓練・指導（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のために子どもの虹情報研修センターにおいて実施するスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。
- (3) 児童福祉司及び児童心理司の教育・訓練・指導担当者（スーパーバイザー）は、教育・訓練・指導（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のために子どもの虹情報研修センターにおいて実施するスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。
- (4) 各職員は内部の職員又は外部の専門家による教育・訓練・指導（スーパービジョン）を受ける機会を積極的に活用し、また相互の指導・訓練・教育（スーパービジョン）、密接な連携・協力により、資質向上に努める。
- (5) 児童相談所は、都道府県等の児童福祉主管課と連携しながら、職員に対する研修の実施、充実に努める。研修の企画に当たっては、職種別の研修や実務経験に応じた研修等、体系的な研修に努める。
- (6) 職員は内部の研修のほか、各種研修会・研究会・学会等への積極的参加、施設等における研修等により、新しい援助技法の獲得等に努める。

3. 職員の専門性

児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割として、要保護児童やその保護者などに対して、援助に必要な専門的態度、知識技術をもって対応し、一定の効果を上げることが期待されている。そのためには、自らの職責の重大性を常に意識するとともに、少なくとも、次のような専門性を獲得するよう努めなければならない。

特に、所長は、子どもを守る最後の砦として一時保護や親子分離といった強力な行政権限が与えられた行政機関である児童相談所の責任者であり、その判断は、これを誤れば、子どもの命を奪うことにもつながりかねない極めて重大なものである。所長は、こうした極めて重大な権限行使の最終的判断を担うという職責の重大性を常に意識し、業務に従事することが必要である。

① 専門的態度

- ・子どもや保護者の基本的人権の尊重
- ・児童家庭相談に対する意欲と関心
- ・自己受容・自己変革

② 専門的知識

- ・人間や子どもに関する知識
- ・児童家庭相談に関する知識(児童の権利に関する条約や児童福祉法など関連する条約・法令に関する知識を含む。)
- ・児童家庭相談の周辺領域に関する知識

③ 専門的技術

- ・対人援助に関する技術
- ・児童家庭相談に関する技術
- ・児童家庭相談の周辺領域に関する技術